

在留邦人向け「安全の手引き」 【在留邦人用緊急事態対処マニュアル】

令和6年度
在ペナン日本国総領事館

第1 防犯の手引き

1. はじめに
2. 犯罪発生状況
3. 犯罪被害防止対策
4. 交通事故防止対策
5. 生活する上での留意点
6. マリンスポーツ等における事故
7. 当館として支援できること
8. 緊急連絡先
9. 緊急時の現地用語例

第2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. はじめに
2. 平素の準備
3. 非常持出品等
4. 緊急時の行動
5. 国外への退避
6. 連絡先

第 1 防犯の手引き

1. はじめに

皆さんは外国で生活する上で安全確保についてどの様にお考えでしょうか。

また、どの様な安全対策をとっておられるでしょうか。

マレーシアは、東南アジア諸国の中でも比較的治安が良く、生活しやすい国と言われていますが、当館管轄であるマレーシア北部6州（ペナン州、ペルリス州、ケダ州、ペラ州、クランタン州、トレンガヌ州）においても殺人事件や強盗事件等の凶悪事件のほか、侵入窃盗事件、詐欺、スリ、ひったくりなどの事件が発生しており、残念ながら少なからぬ邦人の方が各種犯罪の被害にあっているのが現状です。

日本国内でも同様ですが、特に外国において生活する上では、

“自分の身は自分で守る” “家族の安全は家族で確保する”

という心構えをより強くしていただくことが重要です。

2. 犯罪発生状況

マレーシア国全体の、2023年中の犯罪認知総件数（知能犯罪及び薬物犯罪等を除く。）は、52,444件です。この数値は、警察が届出を受理した件数であり、実際の犯罪発生件数は、更に多いものと推測されます。

日本とマレーシアの犯罪統計（2023年）に基づき、その発生状況を「人口10万人当たりの犯罪発生率」（以下「犯罪発生率」という。）で説明すると次のとおりです。

◇ 殺人事件

2023年中、マレーシアでは258件の殺人事件を認知しており、一方日本では912件の殺人事件を認知しています。

発生件数を比べるとマレーシアは日本より少ないのですが、犯罪発生率で比較した場合、日本とほぼ同じであり、マレーシアはここ数年、発生件数に大きな変化はありません。

◇ 強盗事件

2023年中、マレーシアでは4,588件の強盗事件を認知しており、一方日本では1,361件の強盗事件を認知しています。

犯罪発生率で比較するとマレーシアは日本の約12.2倍と非常に高い発生率となります。

3. 犯罪被害防止対策

(1) 基本的心構え

- ◇ 『自分の身は自分で守る。家族の安全は家族で確保する。』という意識を強く持つ。
- ◇ 常に警戒心を忘れない。
- ◇ 危険な場所には近づかず、深夜や早朝の外出は極力避ける。
- ◇ 新聞やテレビの報道、当館ホームページの情報、会社や知人等との情報交換により最新の犯罪発生状況を把握する。

(2) 犯罪被害に遭わないための留意点等

- ◇ ひったくり
 - ・ バッグ等は、たすき掛けにして身体の前で持つようにする。
 - ・ バッグは車道と反対側に持つようにする。
 - ・ 深夜、早朝の一人歩きは避ける。
 - ・ バイクなどに追跡されていないか時折、後ろを振り返る。
- ◇ 車上狙い
 - ・ 車を離れる際には、短時間といえども必ず施錠をする。
 - ・ 車内にバッグや貴重品を残さない。
 - ・ 駐車場等で車の鍵を預ける様に言われた時には要注意。
- ◇ 置引き
 - ・ 飲食店等ではバッグ等の荷物を残したままで席を離れない。
 - ・ 常にバッグ等の紐を腕に通しておく等、身体に接触させ、荷物が動けば直ぐに分かる工夫をする。
 - ・ 付近をうろつく者がいれば、特に注意して荷物を見ておく。
 - ・ 4人掛けの席等では荷物は通路と反対側に置いておく。
 - ・ 知人等と一緒にいる場合には、お互いに荷物の確認を行う。
 - ・ 友人、知人任せにしない。
- ◇ 強盗
 - ・ 深夜や早朝の一人歩きは避け、車やタクシーを利用して移動する。
 - ・ 相手が凶器を所持しておらず、付近に人がいる場合には大きな声を出して助けを求める。
 - ・ 自分に誰かが付いてきている等と危険を感じた際には、近くの飲食店やコンビニに一旦入って様子を見たり、タクシーに乗り込む等して早急にその場を離れる。
 - ・ 万が一、強盗に襲われた場合には、（特に凶器を所持した犯人に対しては）無理な抵抗はせず、犯人の顔や身体的特徴、車やバイクのナンバー等を記憶して直ちに警察に通報する。

- ・ 銀行での入出金の際には女性のみで行わない。銀行の出入りの際には車に乗り込む時が一番危ないので特に気をつけること。

◇ 空き巣

- ・ 短時間の外出といえども全ての扉と窓を閉めて施錠をする。
- ・ 室内でラジオをながす、電灯をつけたままにしておく等の在室を装う工夫をする。
- ・ 旅行や外出の予定、日程等を親しい者以外（警備員、清掃員等が手引きするおそれがあります）に話さない。

◇ スリ（特に路線バス内）

- ・ バッグは常に身体の前面で持つ。又は、膝の上に置いておく。
- ・ 見知らぬ者が親しげに話し掛けてきた場合には、その者に気を許すことなく、所持品をしっかりと持っておく。
- ・ スリグループに囲まれる場合もありますので、なるべく運転手近くに乗車するように心がける。

◇ いかさま賭博

邦人旅行者等に対して「自分の兄弟が日本に留学している。」「日本語の勉強をしている。」等と親しげに話し掛け、言葉巧みに犯人の住居等で行われるポーカー等（賭け事）に誘い込み、いかさまにより金品やクレジットカードのキャッシングで金を巻き上げる形態の犯罪です。なお、最初は賭け事で勝ちが続きますが、最後には必ず負けるように仕組まれています。

- ・ 安易に相手や相手の話を信用しない。
- ・ 不用意に、一人で相手の誘いについて行かない。
- ・ 万が一、賭け事に誘われても断る。また、儲け話（株への投資、事業の共同経営等）を持ちかけられても断る。

◇ クレジットカードのスキミング

- ・ クレジットカードは信用できる場所でのみ使用する。また、使用した店を記憶しておく。
- ・ 毎月の利用明細を確認し、身に覚えのない利用があれば、直ちにクレジットカード会社に連絡をする。

◇ ニセ警察官

街中で警察官を名乗る者（私服）に旅券の提示やバッグ内等の確認を求められ、バッグや財布等を渡すと、内部を確認するふりをして現金や貴重品を抜き取られます。

- ・ 相手方の警察身分証明書(Police Authority Card)の提示を求める。
- ・ 警察官が制服着用の場合は、ネームプレートやIDナンバーを控えておく。

また、警察官の自動車やバイクのナンバープレートをメモしておくことも有効です。

- ※ ただし、上記対応はあくまでも警察官の対応が不審な場合のもので、無用なトラブルを避けるためにも、通常の身分証の確認作業等の場合には、基本的には警察官に協力することをお勧め致します
一方で、本物の警察官による賄賂の要求も報道などによると確認されていますのでご注意ください
- ※ また、公務員の公務執行状況を撮影することで、身柄を拘束されるおそれもありますので、不用意な撮影は控えてください

◇ 薬物関連犯罪

外国旅行の際に街中や空港等において、外国人等から「謝礼をするので、ペナンの友人に荷物を渡してほしい。」「あなたが次に訪れる××国の空港で待っている友人に荷物を渡してほしい。」等と依頼を受け、荷物を預かったところ、税関等の手荷物検査等で当該荷物から薬物が発見され処罰対象となる事案が発生しています。マレーシアでは、薬物関連犯罪の最高刑は死刑であり、過去には邦人が死刑判決を受けています。

- ・ 薬物に興味を示すような言動をしない。
- ・ パブ等の盛り場で薬物の使用や購入を勧められても断る。
- ・ たとえ高額の謝礼をされると言われても、見知らぬ人物から荷物等を預からない。
- ・ 初対面の者を安易に信用しない。

◇ 誘拐

これまでに当館管轄内において邦人の誘拐事件は発生していません。

2019年12月、ジョホール州において、40代会社員が外食に出かけたところ、拳銃を所持した覆面の男4人に身代金目的で誘拐される事件、2020年6月には、ジョギング中の50代会社員男性が身代金目的で誘拐及び殺害され、7人の被疑者が逮捕される事件など、マレーシア国内全体では誘拐事件の発生が散見されております。

また、東ボルネオ地域では、サバ州においてテロ組織等による外国人旅行者の誘拐事件も発生しています。

「日本人＝金持ち」というイメージが定着している国も多くあることから、邦人が誘拐の被害者となる可能性もあります。

- ・ 通勤等は複数の経路を使い、通勤経路をパターン化しない。
- ・ 車両に乗り込む際には周囲の状況をよく確認する。
- ・ 誘拐につながる可能性のある事案（会社に対する脅迫電話等）が発生した際には警察及び当館に通報する。
- ・ 子供のみで外出させない。

◇ その他

マレーシアでは銃器所持は厳しく規制されており、モデルガンの所持も犯罪となります。

国の治安を損なう出版物（共産主義や民族等に関するもの）の発行や販売は禁止されています。

マレーシアでは賭博も買（売）春も違法です。関係法令で厳しく規制されており、警察も頻繁に捜査を行っています。

また、無認可カラオケバー等で薬物、賭博、売春が横行していますので、誘い等には乗らないようにしてください。

さらに、当局はSNS等への投稿も厳しくチェックしていますので、不用意な投稿(センシティブな内容)は控えるようにしてください。

(3) 住居における安全対策

住居の選定等にあたっては、以下の点を参考にしてください。

◇ 地域に関するもの

- ・ 付近に急傾斜地はないか（土砂災害の危険性）。
- ・ 周辺道路にゴミが散乱していないか。
- ・ 付近の塀等に落書きはないか。
- ・ 周辺の街灯は十分な明るさがあるか。
- ・ 野犬がいないか。

◇ コンドミニアムに関するもの

- ・ 周辺の塀やゲートはしっかりした造りになっているか。
- ・ 警備員の勤務態度はどうか。
- ・ 敷地内にゴミは散乱していないか。植栽等の手入れはされているか。
- ・ 夜間の照明設備は十分か。
- ・ 非常階段は設置されているか。
- ・ 玄関ドアの構造は頑丈か。ドアに複数の施錠設備が設置されているか。
- ・ 玄関にはグリルドア（鉄柵ドア）が設置されているか。
- ・ 入居に当たり、玄関ドア又はグリルドアの鍵は交換されたか。
- ・ インターホンやドアスコープが設置されているか。
- ・ 室内の窓の施錠設備は頑丈か。低層階には窓にグリルが設置されているか。
- ・ ベランダは室外から侵入できない構造か。

◇ 一戸建て住宅に関するもの

- ・ 周辺の塀やゲートはしっかりした造りになっているか。
- ・ 夜間の照明設備は十分か。
- ・ 玄関ドアや出入口ドアの構造は頑丈か。ドアに複数の施錠設備が設置されているか。
- ・ 入居に当たり、玄関ドア又はグリルドアの鍵は交換されたか。

- ・ インターホンやドアスコープが設置されているか。
- ・ 室内の窓の施錠設備は頑丈か。窓にグリルが設置されているか。
- ・ 駐車場は敷地内に確保できるか。

(4) 犯罪被害防止のための留意点

◇ 在宅中における留意点

- ・ 来訪者はドアスコープ等で確実に確認してドアを開ける。
- ・ 付近をうろつく不審人物や車両は警察に通報する。
- ・ 在宅中といえどもドアや窓は開け放しにしない。

◇ 外出前における留意点

- ・ 外出時は必ず全ての窓を閉めて施錠をする。
- ・ 長期間の留守予定は、親しい者以外には知らせない。
- ・ 外出中はラジオを流しておく、室内の電灯をつけたままにしておく等の在宅を装う工夫をする。

◇ 外出中における留意点

- ・ 「自分の身は自分で守る。」「家族の安全は家族で確保する。」という心構えを持つ。
- ・ 可能な限り車両やタクシーで外出する。
- ・ バッグ等の荷物は自分の身から離さない。
- ・ 多額の現金を持ち歩かない。また、多額の現金を人前で出さない。

◇ その他

- ・ 知人等で情報交換をする。
- ・ 新聞等で情報を収集する。
- ・ 当館ホームページ「ペナン安全情報」による情報収集をする。
- ・ 当館への在留届提出時にメールアドレスを登録して領事メールを受信する。

(5) 万が一、犯罪被害に遭われた場合の対応

- ・ 無理な追跡や抵抗はしない。

犯人は逃げるためにはどんなことでもします。無理に追跡をすれば相手は反撃してきます。特に凶器を所持した相手には無理に抵抗すれば、身体的な危害を加えられる可能性が高くなります。

- ・ 直ちに警察に通報する。

犯人の顔や身体的特徴、使用していた車やバイクのナンバー等をできる限り記憶して、直ちに警察に通報してください。

届出は、最寄りの警察署で行えますし、ツーリストポリスで届出を行えば、英語対応が可能です。

- ・ 大きな声で助けを求める。

周囲に人がいる場合には、大きな声を出して助けを求めてください。

4. 交通事故防止対策

マレーシアの交通事情は日本と比べものにならないほど劣悪です。

バイクの逆走や歩道通行、急な進路変更は日常茶飯事であり、また、右左折時にウィンカーを適切に使用する車両は稀であり、更に、強引な割り込みや追い越しも頻繁にあります。

また、歩行者は、歩行者用信号や横断歩道が少ないこともあり、車両が頻繁に通行する車道を横断しなければならない場合も多々あります。

(1) 運転時の留意点

- ・ 常に冷静な気持ちで運転する。
- ・ 速度は控えめに、合図は早めに行う。
- ・ 右左折時、後退時、車線変更時等には確実に安全確認を行う。
- ・ バイクは無謀な運転が多く、特に注意する。
- ・ シートベルトは全員が着用する。（着用は義務づけられており、警察による取締りも頻繁に行われています。）
- ・ 携帯電話を保持したまま運転しない。（運転中の携帯電話使用については、警察による取締りも行われています。）
- ・ 飲酒運転は絶対にしない。（マレーシアでも飲酒運転は厳罰に処せられます。）

(2) 歩行時の留意点

- ・ 車道と歩道の区別のある場所では歩道を歩く。区別のない場所ではなるべく道路の端を歩く。
- ・ 道路を横断する場合は、通行車両の流れをよく見極めて素早く渡る。
- ・ 車やバイクが止まってくれると思わない。

(3) 万が一、交通事故の当事者となった場合の対応

◇ 安全の確保

- ・ 非常点滅表示灯（ハザードランプ）の点灯
後続車からの追突を避けるため、非常点滅表示灯を点灯させる。
- ・ 安全な場所への移動
車両が動かせる状態であれば安全な場所へ移動させ、車両の移動が困難な状況であれば運転手及び同乗者を安全な場所へ避難させる。
- ・ 負傷者の救護
負傷者がいる場合には、救急車を要請する等の負傷者救護を最優先する。

◇ 交通事故発生状況の記録

日時、場所、交通事故状況を記録するとともに、相手当事者と車両番号、氏名、住所、連絡先、運転免許証、N R I C（国民登録カード）、保険会社、保険証書の

番号等を交換しておいてください。また、車両破損箇所を写真撮影しておくことをお勧めします。

◇ 警察への届出

警察への届出は法律で義務づけられており、交通事故発生から24時間以内におこなわなければなりません。不届けに伴う罰則もあります。

また、保険金請求の際には警察への届出証明書(Police Report)が必要です。交通警察は各方面本部に置かれており、ペナン州では以下の5つが該当します。(※方面本部とは、州警察本部の下位組織で、警察署よりは上位組織)

Ibu Pejabat Polis Daerah Timur Laut(Georgetown)

Ibu Pejabat Polis Daerah Barat Daya (Balik Pulau)

Ibu Pejabat Polis Daerah Seberang Perai Tengah(Bukit Mertajam)

Ibu Pejabat Polis Daerah Seberang Perai Utara(Kepala Batas)

Ibu Pejabat Polis Daerah Seberang Perai Selatan(Nibong Tebal)

◇ 交通事故現場における言動

マレーシアでは、相手方の過失が原因であるとして話を展開していく傾向があります。よって、交通事故現場においては安易に「すみません。ごめんなさい。」等の言動をせず、警察官に状況を説明することをお勧めします。

◇ 交通事故処理

交通事故発生後は、速やかに自己が加入する保険会社に連絡をしてください。

なお、マレーシアにおいては、軽微な交通事故の場合、その場で当事者同士が話し合い、修理代や治療代を支払う等して示談とする方法をとることもあります。

しかし、後々トラブルとなる可能性がありますので警察や加入している保険会社へ連絡する等して対応することが肝心です。

5. 生活する上での留意点

◇ 民族に関する発言等

マレーシアは多民族国家であり、マレー系、中華系、インド系を中心として様々な民族が共存しています。各民族の文化の違いから物事に対する考え方、行事、行動等も様々であり、日本人には理解しがたい習慣等もあると思いますが、民族に関する発言等は避けることが無難です。

◇ 宗教に関する発言等

マレーシアの国教はイスラム教と定められていますが、民族同様にマレーシアはイスラム教、仏教、ヒンズー教等が混在していますので、宗教に関する発言等は避けることが無難です。また、各宗教には食べ物等に関する戒律や礼拝の決まり等がありますので、これらに関することは尊重することが重要です。

◇ 日本の週刊誌等の持込み

マレーシアの法律ではわいせつ物の所持は法律違反となります。しかし、わいせつ物の判断基準は日本とは異なり、日本の週刊誌等に掲載されているヌードグラビア等もわいせつ物と判断され処罰対象となる可能性がありますので、これらのマレーシア国内への持込みは注意が必要です。

◇ 写真等の撮影

モスク（イスラム教礼拝施設）や軍事施設、寺院等では写真撮影等が禁止されている場所が多くあります。写真撮影をする際には撮影の可否を施設関係者に確認したりすることが必要です。（看板等で撮影禁止を表示していることもあります。）

◇ 信頼できる家政婦やベビーシッター等の雇用

お互いの信頼関係ができるまでは留守予定等を家政婦等に教えないことが無難です。過去には家政婦等が泥棒と通じ、留守予定を泥棒に教えて空き巣に入らせるという被害も出ています。

◇ その他

- ・ イスラム教においては、酒と豚はタブー。
- ・ イスラム教の礼拝の時間帯の訪問、電話は避ける。
- ・ 左手は不浄なものとされており、握手や物の授受は右手で行う。
- ・ 人差し指で指すことは失礼とされており、親指を使う。
- ・ 頭は神聖な部分とされているので、子供の頭をなでたりしない。
- ・ 女性に対しては、男性から握手を求めない。

6. マリンスポーツ等における事故

マレーシアは1年中気温が高く、シュノーケリングやダイビング等のマリンスポーツが盛んに行われていますが、スポーツ中の邦人の死亡事故も発生しています。

マリンスポーツの際には、体調管理に万全を期し、また、信頼のおけるインストラクターの指導により行われることをお勧めします。

また、水上バイクやパラセーリングにかかる接触事故等も発生していますので、浜辺で遊泳等をされる際にも十分に注意してください。

特に北東モンスーン期（10月から3月）は東海岸で雨も多く、津波の発生も予想されますので、気象情報に十分注意してください。

7. 当館として支援できること

- ・ 防犯に関する助言
- ・ 旅券の再発給、帰国のための渡航書の発給
- ・ 医療機関等の情報提供（州によっては情報が無い場合もございます）
- ・ 日本国内のご家族等との連絡に関する支援

8. 緊急連絡先

◇ 警察・救急車 999 (携帯電話からは「112」)

※ 緊急ダイヤルに電話すると、マレーシアテレコムに繋がり、テレコム職員が内容を聞いて、警察、消防などの該当する機関へ接続します。そのため、やや繋がりにくかったり、時間がかかることがあると言われています。

◇ 州警察本部ホットライン

ペナン州警察本部 04-222-1522

ケダ州警察本部 04-774-1222

ペラ州警察本部 05-245-1222

ペルリス州警察本部 04-908-2222

クランタン州警察本部 09-745-5622

トレンガヌ州警察本部 09-635-4722

◇ 病院

● ペナン州

ひばりクリニック ペナン分院 (日本語対応) 04-229-9111

アイランド病院 (ISLAND HOSPITAL) 04-228-8222

(日本語対応) 04-238-3160

アドベンティスト病院 (ADVENTIST HOSPITAL) 04-222-7200

(日本語対応) 04-222-7400

ローガンライ・スペシャリストセンター (LOH GUAN LYE SPECIALISTS CENTRE)

04-238-8888

(日本語対応) 04-238-8495

ペナン公立病院 (GENERAL HOSPITAL PENANG) 04-222-5333

グレンイーグルス医療センター (GLENEAGLES MEDICAL CENTRE)

04-222-1111

● ケダ州

プトラ医療センター (PUTRA MEDICAL CENTRE) 04-734-2888

● ペラ州

イポー公立病院 (IPOH GENERAL HOSPITAL) 05-208-5000

/7000

● ペルリス州

ファウザー病院 (HOSPITAL TUNKU FAUZIAH) 04-973-8000

● クランタン州

ラジャ・ザイナブ病院 (HOSPITAL RAJA PEREMPUAN ZAINAB II)

09-745-2000

● トレンガヌ州

クアラ・トレンガヌ病院 (HOSPITAL SULTANAH NUR ZAHIRAH KUALA TERENGGANU)

09-621-2121

◇ 在外公館連絡先等

● 在ペナン日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Penang)

電話：(+60-4) 226-3030

FAX：(+60-4) 226-1030

Level 28, Menara BHL, No.51 Jalan Sultan Ahmad Shah,
10500 Penang, Malaysia

● 在マレーシア日本国大使館 (Embassy of Japan in Malaysia)

電話：(+60-3) 2177-2600

FAX：(+60-3) 2167-2314

11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50540 Kuala Lumpur, Malaysia

● 在コタキナバル領事事務所

(Consular Office of Japan in Kota Kinabalu)

電話：(+60-88) 254169

FAX：(+60-88) 236632

No.18 Jalan Aru, Tanjung Aru, 88100 Kota Kinabaru, Sabah, Malaysia

9. 緊急時の現地用語例 (マレー語)

※ ペナンにおいては英語でほとんど通じます。

「助けて！」 トロン！
(Tolong!)

「火事だ！」 アピ！
(Api!)

「警察を呼んでくれ！」 トロン・パンギル・ポリス！
(Tolong Panggil Polis!)

「救急車を呼んでくれ！」 トロン・パンギル・アンビュランス！
(Tolong Panggil Ambulans!)

第2 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. はじめに

在ペナン日本国総領事館の管轄では、ペナン州及びケダ州等で、2004年12月のスマトラ沖大地震によるインド洋津波、2017年11月にはペナン島を含む北部地域で大雨による洪水が発生し、それぞれ多数の方が命を落とす事案が発生しております。また、2016年6月にはクアラルンプールでISILによるテロ事件が発生しております。このように、マレーシア各地で地震や洪水、台風等の災害、テロ事件、大規模事故が発生しており、いつ、どこで災害等が発生するか予断を許さない状況にあります。

これらのことから、緊急事態に対する心構えを平素から持ち、また、いざという時のために準備しておく必要があります。

緊急事態の発生に際しては、当館としても最大限その対応にあたりますが、皆様御自身も自己の安全対策に万全を期すよう努力をお願いします。

2. 平素の準備

◇ 在留届等の提出

当館管轄内に在留される方は全員が在留届を提出して下さい。

オンラインによる届出も可能です。

また、緊急事態においては当館からメール、電話等により皆様に連絡を行うこととなりますので、転居等で自宅電話番号、携帯電話番号、メールアドレスに変更があった場合には、速やかに当館に届出をしてください。(オンラインでお届けの方は、オンラインによる変更が可能です)

◇ 連絡方法の確認

緊急事態はいつ起こるか分かりません。そのような場合に備えて家族間、勤務先、知人間等で緊急時の連絡方法や集合場所等を確認しておいて下さい。

◇ 情報収集の準備

電話回線等が使用できない場合には、テレビ及びラジオ（短波放送）のNHK海外放送等を通じて必要な連絡を行うこともあります。また、必要な情報を収集するためにも携帯ラジオ等の準備をしておいてください。また、外務省のメール配信サービスである「たびレジ」に登録して頂きますと、世界各地の安全情報がリアルタイムに取得することができます。

◇ 家族等の集合場所の検討

家族、知人等の間で緊急事態発生時における集合場所や一時避難先（ホテルや公共施設、当館事務所、日本人会館、日本人学校、各勤務先等）を決めておいてください。

◇ 自動車の整備等

自動車を所有されている方は、日常の点検、整備、燃料の確認等を心掛けてください。特に燃料は常に半分以上を保たれることをお勧めします。

また、自動車を所有されていない方は、知人等と相談して、緊急避難時に同乗させてもらえるように依頼しておいてください。

3. 非常持出品等

◇ 平素の準備

旅券、現金、貴重品、衣服等の避難時に必要となるものを直ちに持ち出せるように保管しておいて下さい。

◇ 非常持出品

旅券、現金、クレジットカード、貴金属等の貴重品、携帯ラジオ、着替え（動きやすい服が便利）、懐中電灯、予備電池、ライター、非常用食料、飲料水（最低数日分）、乳児がいる場合は粉ミルク等、医薬品、その他（可能であれば、ろうソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事道具、洗面道具等）

◇ 非常食料の備蓄

自宅での避難生活に備えて、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食品及び飲料水を家族全員で1週間程度生活できる量を備蓄しておかれることをお勧めします。

4. 緊急時の行動

◇ 心構え

緊急事態が発生するおそれのある場合、又は緊急事態が発生した場合には、当館において、情報収集、情勢判断及び対策の検討を行い、皆様にメール等によりお知らせいたします。なお、緊急事態においては、冷静になり、噂等に惑わされたりしないよう行動することが大切です。

◇ 一時避難先の選定

一時避難先の選定にあたっては、家族等が分かりやすく、通信手段が確保できる建物（ホテル、公共施設、当館事務所、日本人会館、日本人学校、各勤務先等）にされることをお勧めします。

◇ 安全の確保

避難時には、皆様の身体の安全を第一に考えて行動してください。

また、避難先までの移動は、危険な場所を極力避け、遠回りとなっても安全な経路を選択してください。

◇ 避難後の連絡

一時避難をした後で避難先、避難されている方の氏名、連絡方法等を当館事務所に連絡してください。

◇ 情報収集

当館からは、在留届に記載されたEメールや電話番号に情報提供、避難指示等を行います。また、皆様も当館ホームページやテレビ等による情報収集を心掛けて下さい。

◇ 連絡方法の確保

避難時には、常に携帯電話の電源を入れ、常に着信の有無を確認してください。

また、本邦の家族、知人等とはこまめに連絡を取り、適宜、自分の所在や状況等を伝えるようにしてください。

◇ 不要不急な外出の抑制

一時避難先に避難後は、不要不急な外出は極力避けてください。

5. 国外への退避

紛争等で国外退避が必要と思われる場合や当館が「退避勧告」を発出した場合はできる限り早く国外に退避してください。

その際、一般商業便が運航している間は、可能な限り一般商業便を利用して下さい。

一般商業便の運行が打ち切られた場合等は、状況により外務省（当館）がチャーター機、又はチャーターバス等を手配する場合もあり、同チャーター機等を利用することもできます。（※チャーター機の利用に際し、渡航費用は自己負担となります。）なお、チャーター機等は座席数に限りがあり、時間がかかることも予想されますので、「退避勧告」が発出された場合、早い段階で一般商業便等による自主待避をお勧めします。

なお、皆様自身または勤務先の判断等により、自主的に帰国、第三国へ退避される場合は、当館又は外務省海外邦人安全課に必ず連絡をして下さい。

6. 連絡先

◇ 在ペナン日本国総領事館 (Consulate-General of Japan in Penang)

電話：（＋60－4）226－3030

FAX：（＋60－4）226－1030

Level 28, Menara BHL, No. 51 Jalan Sultan Ahmad Shah, 10500 Penang, Malaysia

◇ 在マレーシア日本国大使館 (Embassy of Japan in Malaysia)

電 話 : (+60-3) 2177-2600

F A X : (+60-3) 2167-2314

11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50540 Kuala Lumpur, Malaysia

◇ 在コタキナバル領事事務所 (Consular Office of Japan in Kota Kinabalu)

電 話 : (+60-88) 254169

F A X : (+60-88) 236632

No.18 Jalan Aru, Tanjung Aru, 88100 Kota Kinabalu, Sabah, Malaysia

◇ 外務省 海外邦人安全課

電 話 : (+81-3) 3580-3311 (外務省代表電話)